

【別紙様式 3-2 提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「栃木県依存症対策推進計画案」に対する意見募集を行った結果、2 団体から計 2 件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
第 5 章 4 「(2) SNS や 動画視聴コンテ ンツ等に関連す る依存」につい て	<ul style="list-style-type: none"> ・発生予防に向けた取組を実施するにあたり、一部の機関等による偏った知見など、確立した科学的根拠を有しない知見に基づいて行うことは適切でない。 ・「栃木行革プラン2021（栃木県行財政改革大綱（第7期）」にもあるように、客観的なデータ等に基づく政策立案を行うべきであるため、確立した科学的根拠に基づいて取組を実施していくことを本計画に明記すべきである。 	次のように修正しました。 （修正前） 「これらのゲーム障害を除くインターネットに関連する依存（以下、「ネット関連依存」という。）についても、ゲーム障害と同様に対策をとる必要があります。 なお、ネット関連依存は、エビデンスが不足しているため、疾病化はされていませんが、ICD-11では、「その他の嗜癖行動による障害」に分類されます。」 （修正後） 「なお、これらのインターネットに関連する依存は、エビデンスが不足しているため、疾病化はされていませんが、ICD-11では、「その他の嗜癖行動による障害」に分類されます。」
第 5 章 4 「(3) 対策の方 向性」について	同上	次のように修正しました。 （修正前） 「こうした国の動きを踏まえ、本県では、特に若年層に対しゲーム、インターネットに関する適切な利用やのめり込みに伴うリスクに関する予防教育や、教育関係者、支援に携わる者に対して、ゲーム障害やネット関連依存に関する正しい理解の普及啓発を行い、発生予防に向けた取組を実施していく必要があります。 また、本県のゲームの使用やインターネットの利用状況に関する実態について把握するため、必要な調査を行いつつ、同時にこれらの相談に対応できる人材の育成及び相談支援の整備に取り組んでいく必要があります。」 （修正後） 「こうした国の動きを踏まえ、本県では、 <u>本県におけるゲームの使用やインターネットの利用状況に関する実態について把握するため、必要な調査を行い、客観的なデータに基づき、「発生予防」、「早期発見・介入・治療」、「回復支援・再発予防」の各段階に応じた取組を実施していく必要があります。</u> 」

<p>第5章3 「伊 栃 木 県 遊 技 業 協 同 組 合 の 体 制 整 備」に つ いて</p>	<p>「県内全ての営業所内のATM及びデビットカードシステムを撤去しました。」を「営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去を推進。」と修正して欲しい。</p>	<p>次のように修正しました。</p> <p>(修正前) 「県内全ての営業所内のATM及びデビットカードシステムを撤去しました。」</p> <p>(修正後) <u>「県内の営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進します。」</u></p>
---	---	---